

# 長期履修制度について

## 1 概要

### (1) 対象となる学生

- 一 入学時において有職者であって、職務上の事情により著しく学習時間の制約を受ける者
- 二 自らが学費を支払うために就労を余儀なくされる事情のある者で、著しく学習時間の制約を受ける者
- 三 家事、育児、介護等に従事している者で、その事情により著しく学習時間の制約を受ける者
- 四 その他本学大学院において、長期履修を認めることができると判断するに足る事由がある者

### (2) 長期履修期間

- 一 博士前期課程は、3年又は4年とする。
- 二 博士後期課程は、4年又は5年若しくは6年とする。
- 三 長期履修の開始日は、学年の始め（秋季入学者の場合は後期の始め）とする。
- 四 長期履修者の最長在学期間は、6年とする。

### (3) 長期履修期間の短縮又は延長

- 一 長期履修期間の短縮又は延長は、在学する課程において、短縮又は延長のいずれか1回に限り認めることができる。
- 二 長期履修期間の短縮を認めることのできる期間は、標準修業年限に1年を加えた期間までとする。

## 2 年間授業料

長期履修学生として認められた場合に納入する年間授業料は、「定められた授業料の年額」に「標準修業年数」を乗じて得た額を「長期履修期間の年数」で除して得られた額とする。

年間授業料算出方法は、以下のとおり。

○博士前期課程の場合			
年額	=	定められた授業料の年額 【535,800円(予定額)】	× 標準修業年限 <sup>※</sup> ÷ 長期履修年数
○博士後期課程の場合			
年額	=	定められた授業料の年額 【520,800円(予定額)】	× 標準修業年限 <sup>※</sup> ÷ 長期履修年数

※ 博士前期課程は2年、博士後期課程は3年